

※ 懇話会各委員の確認を受けて、原子力機構人形峠環境技術センターのホームページで公表しています。

「第 5 回ウランと環境研究懇話会」 議事概要

1. 日 時 : 平成 29 年 12 月 11 日 (月) 13:30~15:30
2. 場 所 : 鏡野町役場 危機管理センター会議室
3. 議 事 :
 - (1) 「第 4 回ウランと環境研究懇話会」議事概要 (確認)
 - (2) 第 5 回懇話会議事
 - (3) 「ウランと環境研究懇話会」としての認識のまとめ (案) について
 - (4) 「ウランと環境研究懇話会」での意見・提言等の概要について
 - (5) 今後の対応について
4. 出席者 :

鈴木委員長、有本委員、石尾委員、大江委員、小椋 (潤) 委員、
小椋 (雅) 委員、小椋 (晶) 委員、北山委員、小林委員、友末委員、中田委員、
橋本委員、堀家委員、本山委員
(欠席: 塚田委員長代理、片田委員、松坂委員)
オブザーバー: 文部科学省 研究開発局 原子力課
(欠席: 岡山県 県民生活部 中山間・地域振興課、鳥取県 三朝町)
5. 議事概要
 - 5.1 「第 4 回ウランと環境研究懇話会」議事概要(案)」(確認)

【委 員】前回の大江委員の説明時、当日は資料の配付はされていないが、説明時使用した資料にはコバルト 60 等の記載があった。六ヶ所村や東海村の沿岸部と違い人形峠は吉井川の源流である。若干齟齬や誤解があったのではないかと考えている。翌日事務局に資料の要求を行ったところ当日の資料が事後配付された資料では修正されていた。修正されたことが議事概要に書かれていない。

【機 構】前回の説明資料では福島県の中間貯蔵施設や東海村での原子炉由来の廃棄物の埋設試験施設の図が入っており、人形峠での試験でも見方によればコバルト 60 を使用する等誤解される可能性があったため、大江委員のご了解を頂き修正版を委

員の方へ配布した。

【委員】議事概要の大江委員の専門分野の説明テーマの下に修正の経緯の追記をお願いしたい。

【委員長】第4回懇話会議事概要(案)に関して、委員より専門分野の説明資料に関して一部修正があったことを追記した修正議事概要(案)で承認された。(案)を取って原子力機構のホームページに掲載すること。

5.2 『資料5-3-2「ウランと環境研究懇話会」としての認識のまとめ(案)』について

【委員長】大学教授であることから、中立の立場で議論している。安全・安心であることは、皆さんの総意である。地域の活性化についても総意である。認識は同じであると考えている。今の人形峠の状況を、現状のままか発展させるか。発展させるために、どう動くかということの準備段階かと思う。環境研究とウラン廃棄物工学研究をまずやって、その次に埋設実証試験施設を使った試験を行うことになっている。懸念がある案件に関してもしっかりと環境研究を行って理論付けた上で議論していくことが必要であろう。安全・安心と地域の活性化は、約束事として守ってもらえないといけない。地域の活性化になっていないし、安全・安心の説明になっていないという状況であれば、いつでも止められると思っている。

まずは研究であるため、安全・安心に配慮すれば、大きなリスクとして発現しないと考えており、現状にとどまるよりは、まずは前に進む方が賢明ではないかと思いい、このような提言書を取りまとめた。反対の意見に関してもできるだけ取り入れたつもりである。

【委員】第1回の懇話会で説明があったように研究施設等廃棄物の処分場は法制化できていない。原子力規制委員会もこの前視察にただで、これから規制の内容を作っていく段階である。プラットフォーム構想は次の段階で処分場としてスタートして、そこで具体的に進めると言うことになっている。

【機構】論点が違うかもしれないが、規制の話は、ウラン廃棄物については、処分基準は無いということである。我々が説明している内容は、まず環境研究とウラン廃棄物工学研究を行って、その成果や規制の成り立ちを見て、人形峠で埋設実証試験が可能なのかを見極めると言うことである。全体の構想は示しているが、直ちに埋設実証試験を行うということではない。

【委員】埋設実証試験をする段階では、研究施設等廃棄物処分場の法制化の中、原子力規制委員会の規制の中でスタートすることになるのではないか。

【機構】その通りである。

【委員】環境研究プラットフォームの中の埋設実証試験は研究施設等廃棄物の処分の規制の下で実施することになるのではないか。私はその様な認識である。その様な状況の中で了解することができないというのが私の考えである。

【委員】規制は埋設事業に対して行われるものである。今回は研究であるので事業ではない。事業を立ち上げる際に規制はできるものである。地層処分についても事業が決まっていないので規制を作ろうにも作れない状況である。法制化をどのように言われているか分からないが、規制があるかどうかは別問題だと思っている。

【委員】私が問題にしているのは資料 5-3-2 の懇話会としての認識の下から 4～5 行である。委員の総意として書かれているかもしれないが、私の反対の意見も併記してほしいということである。

【委員長】反対意見は『資料 5-4 「ウランと環境研究懇話会」での意見・提言等の概要（案）』にしっかり書いてあること。細かな点では反対意見はあるが総意としては同意が得られていると判断している。

【委員】併記をしないということか。

【委員長】併記はしない。ただし、反対意見は『資料 5-4 「ウランと環境研究懇話会」での意見・提言等の概要（案）』に明記する。

【委員】付記してほしいと言われても内容が分からないので適切かどうかは判断できない。

【委員】私は付記してほしいと事前に事務局へ提出している。写しを配付してほしい。

【委員長】この認識案というのは懇話会全体としてのまとめなので、個別の意見がある程度反映させたものを入れるという考えである。それぞれの意見を一字一句間違わず入れるというものでもない。委員からの意見に関してはある程度文章の中に反映をしている。委員の意見は一字一句同じ文章を入れてほしいとの意見かと思うが、その様にしてしまうと懇話会としての意見とはならないので、『資料 5-4 「ウランと環境研究懇話会」での意見・提言等の概要（案）』に記載した方が一般の方にも理解してもらえると考えている。

【委員】それならコメントをくれと言わなければよい。併記というのは受け入れられない意見であろうと思うが提案した。私しか反対意見がないと思い、まとめの中に反映されることはないと思っていた。皆さんの意見は研究施設等廃棄物処分場を進めると言うことであろう。ただし、研究施設等廃棄物処分場に関しては、入り口のところで論議しておかなければ、後は何が来るか分からないから発言している。

【委員長】後で何が来るか分からないということはあってはならない。中身をチェックしていくのが懇話会のメンバーだと考えている。もし、地域の意に反するような動きになった場合は懇話会も含めてそれはおかしいという立場を示していく。おかしい状況となっても止まらない組織であれば地域の皆さんの意思が反映されていないということになる。ここで始まったから後はどうなるか分からないと言われたら地元は困ってしまう。そこは問題の透明性も含めて進めていくということ。

委員の意見はここで何もするなということか。

【委員】そうではない。処分場にはしないでくれという意見である。

【委員長】それは話が少し飛び過ぎではないか。

【委員】そうではない。事務局は、研究施設等廃棄物処分の規制の下で実証試験をやると言われた。

【機構】1回目にご説明した話は、埋設実証試験を仮に人形峠で実施できるとなった場合どの法律の下でやれるのかという質問であった。使用、加工、鉱山法でできるのかと言われれば、できないので新しい法体系の下でやらざるを得ない。具体的な名前で言うと何ですかというと、研究施設等廃棄物処分場の規制の下で研究をやらうと考えている。

【委員】それは違うのではないか。研究施設等廃棄物処分の規制は、あくまで処分事業の規制にかかるものではないか。基礎試験の規制ではない。説明が違うのではないか。

【機構】厳密にはそうなのかもしれないが、実際に埋設実証試験に用いる研究施設を設置するときには、使用や加工では許可は難しいと考えている。

【委員】それは全く違う。六ヶ所村では実際に規制が無くても中深度処分の研究を実施している。研究自体は規制が無くてもできる。ただし、何でもできるということではない。安全・安心の下でやるという大前提はある。

【機構】全体的に見ると委員の発言の通りである。現在の規制の中でできる試験は沢山あるが、プラットフォーム構想を全て実施しようとするれば、最終的には、研究施設等廃棄物処分の法体系の下に入らないとできないこともある。ただし、直ちに全てを実施すると宣言しているわけではない。

今回多数の委員からコメントを頂いた。それを委員長まで持参して相談した。その結果、委員長からの指示で取りまとめたものが現在の資料である。委員からのコメントに関して言葉は丸めているかもしれないが、資料の中に入っていると思っている。

どこが問題なのかご指摘を頂きたい。

【委員】1ページの懇話会としての認識の下から4～5行目である。内容としては懇話会として「ウランと環境研究プラットフォーム」構想にゴーサインを出したところである。その前提が研究施設等廃棄物の法の下で埋設実証試験を行うところである。第1回懇話会において、オブザーバーの文科省から研究施設等廃棄物については、RI協会や大学から発生するものは原子力機構に委託、原子力機構から発生するものについては研究施設等廃棄物処分場の実施主体である原子力機構が行うとの説明が議事録に記載されている。拡大解釈と言われるが、原子力機構と福井県知事との合意事項の中で、もんじゅの廃炉の廃棄物を県外に持っていくとなっている。岡山県とは言っていないが、研究施設等廃棄物処分場の実施主体は原子力機構であり、プラットフォーム構想の埋設実証試験が研究施設等廃棄物処分場の法制度の下でスタートした場合に、岡山県、鏡野町と協議することになると思うが、

ウラン残土のレンガの件もあり原子力機構に関して非常に不信感を持っている。

【文科省】第1回の懇話会で研究施設等廃棄物の処分について説明した内容に関して議事録を読ませていただく。「低レベル放射性廃棄物（人形峠から出てくるウランの放射性廃棄物も含む）については、その発生量の多くを占め、放射性核種の取扱いの経験や実績があるということから、研究施設等から発生した低レベル放射性廃棄物は機構が処分の実施主体となっている。正確にはこれらの廃棄物の処分は基本的には発生者責任である。他の事業者から委託を受けた場合に、機構が処分を行う。また、機構が出したものは機構で処分する責任がある。」と説明をさせていただいた。委員が懸念しているのは人形峠以外の廃棄物を受け入れることになるのではないかということではないかと推察する。その様なことは原子力機構も文科省も考えていない。また、『資料5-3-2 「ウランと環境研究懇話会」 としての認識のまとめ（案）』の4.のなお書にも「なお、ウラン廃棄物工学研究の実施にあたっては、同センター内で保管されている放射性廃棄物のみを対象とし、周辺環境への影響がないよう十分な対策を行うことを要請する。」と明確に記載している。これにより、例えば福井県等他のところから放射性廃棄物を持ち込むことはないと明確にされている。

【委員】県外からの持込みはないということは理解できたが、担保してもらえないか。ただ、実施主体が原子力機構であれば担保はできないのではないか。

【文科省】岡山県外から人形峠に放射性廃棄物を持ち込むことは考えていない。いずれにしても埋設実証試験を行う場合には、岡山県と原子力機構との協定等に基づき、了解を得る必要があると考えている。

【委員】岡山県には、県民が不安に思う施設は受け入れないという前提がある。ウラン残土も受け入れないと言ってきた。

【機構】委員の考えが岡山県以外から持ち込まないということが一番重要ということであれば、4.のなお書を懇話会認識の最後の部分に移動してはどうか。

【委員長】認識のまとめについて、事務局（機構）の方で修正をしていただいた。説明をお願いします。

【機構】1ページの懇話会としての認識の最後に『なお、「ウランと環境研究プラットフォーム」構想では、同センター内で保管されている放射性廃棄物のみを対象とし、周辺環境への影響がないよう十分な対策を行うことを要請する。』を追記した。

【委員長】修正案について意見はあるか。

【委員】委員長から併記は認めないということであったが、修正案であれば受け入れたいと思う。修正版を散会までに配付してほしい。

【委員長】活発な議論、極めて重大な問題に対して意見を頂いた。他の委員から意見はないか。無いようであれば認識の（案）を取るとともに委員長の認識から懇話会の認識に変えさせてもらいたい。（了承された。）

5.3 『資料 5-4 「ウランと環境研究懇話会」での意見・提言等の概要（案）』について

【委員長】皆様からの意見を取りまとめた資料である。この資料に基づいて認識の取りまとめを作成した。

【文科省】本概要は、「である調」でまとめてもらっているところ、7 ページの一番下の文章等、「ですます調」が混在しているので統一をお願いする。

【機 構】拝承。

5.4 「資料 5-5 今後の対応について」

【委員長】懇話会でいろいろ意見提言を出していただいた。皆さんの意見は極めて重要である。地域のことを考えた上で機構がどのような対応するか。資料ではきれいに書かれているが如何に具現化していくかをしっかり報告してもらい、それに対して要望等を地域目線で地域のため日本の技術のためになっているか確認していく必要がある。原子力機構は短期間であるがしっかり答えを出していかなければならない。

【委 員】次回は具体的に何をやろうとしているかが分かるようにしていただきたい。

【委 員】年度内ということなので大きな動きになるかは分からないが、懇話会で出た意見がどのように反映されてどのように変わっていくか、明確に示されると思っている。透明性を意識して反映していただきたい。

【委 員】次回では研究案という内容であろう。具体的に何をするかではなく、それをするために前段の研究を行い、その結果により骨子を立てる順番だと理解している。5 回の懇話会で出てきた地質環境、水環境も含めて人形峠の場所でどのように実施することが最善なのかの答えを見つめる必要があると考える。その前段のしっかりとした研究案を提示してもらいたい。

5.5 その他

【委員長】6 月から 5 回の懇話会を開催した。非常に難しい問題であろうと考えるがその中で止まるか、進むか、その時の進み方で原子力機構のような組織で一番大切にする必要があるのは、地元の活性化、安全・安心と言うキーワードを忘れてはならないこと。常にそのことを念頭に進めてもらいたい。懇話会の委員の方はその進め方をしっかり見守るという重大な役割を担っている。今後も何かあれば、意見を出し議論をしていくことでプラットフォーム構想がどのように進むかしっかり見ていきたい。懇話会の役割は重大で重要である。このような問題に対しては賛成、反対両方出てくる。その場合でもしっかりと議論して進めていくことが必要である。

活発な議論をいただき感謝する。

【青瀬所長】鈴木委員長はじめ委員の皆様、これまで貴重な御意見やご提言を頂き感謝

申し上げる。本日懇話会の認識のまとめとして議論して頂いた。

そして、人形峠環境技術センターの今後解決すべき課題としては、「鉱山施設の閉山措置」、「減損ウラン安定的保管管理等」、「放射性廃棄物の処理・処分の技術開発」があり、これらの課題は人形峠環境技術センターがプラットフォーム構想の下で最後まで責任を持って取り組むことが必要であること。そして、その前提として地元の安全・安心及び地域貢献につながる必要があることであり、その安全・安心のためには、まず信頼できる組織であることが必要であるとのことをご意見を頂いた。

信頼できる組織とは、人形峠環境技術センターから発信する情報が正確であること。安全最優先の取り組み及びその姿勢を示すこと。将来ビジョンを示すこと。事業の透明性を高めること等をしっかりとやっていくこと。それを認めてもらえる組織になることと考えている。

懇話会で多くの貴重なご意見・ご提言を頂いたが、これをしっかり検討し、事業計画に反映していく所存である。

【文科省】

人形峠環境技術センターは、これまで長年にわたり地元を支えられてきたが、その前提となる信頼関係は安全の上に成り立つものだとの認識をしている。今回まとめていただいた「懇話会としての認識」にあるように、今後、原子力機構が、放射性廃棄物の処理・処分の研究開発だけでなく、鉱山施設の閉山措置や減損ウランの安定化対策にもしっかりと取り組むことが、この地域のリスクの低減ひいては安全・安心につながるものと考えている。

また、本日論点になった埋設実証試験については、試験の安全性や周辺環境への影響について、専門家による技術的評価や原子力規制委員会の安全審査・許可を受けた上で進めることになるが、実際に実施する場合は、改めて原子力機構から報告させていただきたい。いずれにしても、安全面については、万が一のことがないように、引き続き機構においてしっかりと対策を行うよう、文科省からも適切に指導を行っていきたい。

原子力機構がプラットフォーム構想で示した研究開発や安全対策を着実かつ責任を持って進められるように、文科省としても引き続き必要な支援に努めていきたいと考えている。

改めて、鈴木委員長をはじめ懇話会委員の皆様には、半年間にわたり、お忙しいところ時間を頂戴し、原子力機構のプラットフォーム構想に貴重なご意見・ご提言をいただいたことに感謝申し上げます。

以 上